

【 検 査 】

478 β_2 -マイクログロブリン（慢性糸球体腎炎等）の算定について

《令和7年3月31日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD015「10」 β_2 -マイクログロブリンの算定は、原則として認められる。

- (1) 慢性糸球体腎炎
- (2) I g A腎症
- (3) ループス腎炎
- (4) 糖尿病性腎症

○ 取扱いを作成した根拠等

β_2 -マイクログロブリンは低分子蛋白であり、腎糸球体で濾過されるため、糸球体濾過値が低下すると血中濃度は上昇する。このため、上記の傷病名における腎機能障害の指標となる。

以上のことから、慢性糸球体腎炎、I g A腎症、ループス腎炎、糖尿病性腎症に対する当該検査は、原則として認められると判断した。